

陸前高田市男女共同参画計画

～ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり～



陸 前 高 田 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の目的	1
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
4	基本理念	3
5	基本目標	4

第2章 計画の内容

1	計画の体系	5
2	計画の内容	
	基本目標1 社会全体における男女共同参画の推進	6
	基本目標2 家庭における男女共同参画の推進	9
	基本目標3 地域における男女共同参画の推進	14
	基本目標4 職場における男女共同参画の推進	18
	【女性活躍推進法に基づく推進計画関係】	
	基本目標5 教育の場における男女共同参画の推進	22
	基本目標6 安心して暮らせるまちづくりの推進	24

第3章 計画の推進

関係資料

男女共同参画社会基本法	30
岩手県男女共同参画推進条例	35
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	40
世界・日本・岩手県の動き（一覧表）	51
男女共同参画をすすめるための意識調査（集計結果）	53
陸前高田市男女共同参画計画策定委員会設置要綱	69
陸前高田市男女共同参画計画策定委員会委員名簿	71

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

憲法には、個人の尊重、法の下での平等がうたわれており、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、21世紀の日本の社会を決定する最重要課題とされています。

国は、この基本法に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」を策定後、第2次から第4次までの計画を経て、令和2年12月に第5次の計画を策定し、男女共同参画社会の実現を目指す諸施策を推進するとともに、女性が社会で活躍しやすい環境をつくることを目的に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（平成27年法律第64号）を施行しています。

岩手県においても、平成12年に「いわて男女共同参画プラン」を策定後、新プラン策定及び改訂を経て、令和3年3月に新たに「いわて男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けたさらなる取組を推進しています。

本市においては、平成14年11月に「陸前高田市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会を目指した意識づくりや、あらゆる分野での男女共同参画の推進に取り組んできたところですが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受け、その後、市街地を中心とする災害復旧・復興事業を進めてまいりました。

このような状況のもと、本市は平成27年6月に「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりアクションプラン」を策定し、誰もが多様性を認め合い個性を持つ一個人として尊重され、誰もが快適に過ごせるまちづくりを進めてきたところであります。

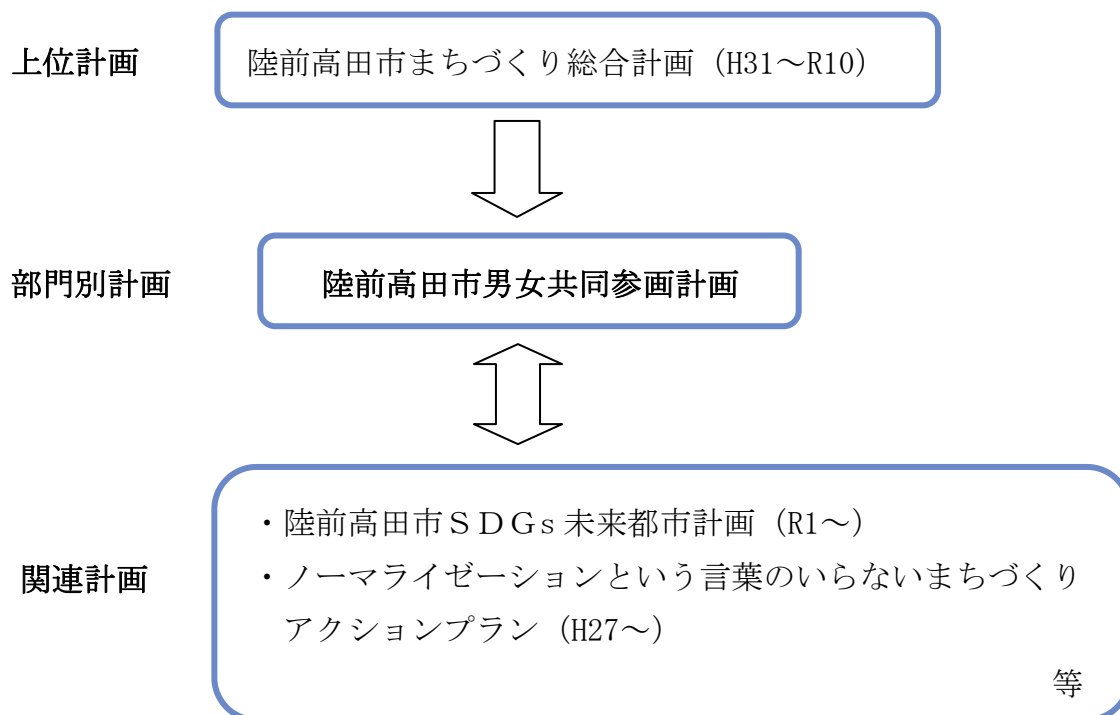
また、平成31年3月には「陸前高田市まちづくり総合計画」を策定し、基本施策の一つとして、「仕事と生活の調和を図り、男女共同参画を推進する」としており、個人の人権が尊重され、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮し、それぞれが活躍できる地域社会の実現が求められています。

その実現のためには、市民・地域・事業者・行政等がそれぞれの責任を自覚するとともに、相互に連携を図る必要があります。

このようなことから、男女共同参画社会の推進に向けて、市の基本的な考え方や関連する施策を体系化し、総合的かつ効果的に推進するために、新たに「陸前高田市男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会を推進するために、市の基本的な考え方を示すとともに、関連する市の施策を体系化したものです。
- (2) 「陸前高田市まちづくり総合計画」をはじめとする各種計画との整合性と連携を図っています。（下の図参照）
- (3) 「陸前高田市男女共同参画計画策定委員会」を設置し、その提言を踏まえ策定したものです。
- (4) 令和3年11月に市が実施した「男女共同参画をすすめるための意識調査」により、市民の皆さまの調査結果を反映させ、策定したものです。
- (5) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に基づくものです。
- (6) 女性活躍推進法第6条第2項に定める「市町村推進計画」に基づくものです。



3 計画の期間

令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 基本理念

(1) 人権の尊重

個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものである、あるいは間接的なものであることを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、誰もが社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度または慣行についての配慮

社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

(3) 政策等の立案及び方針決定過程への共同参画

誰もが社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活の活動と他の活動との両立

家族が互いに協力し合い、社会の支援の下に、家事、育児、介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の地域、職場、学校その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。

(5) 国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。

(6) 生涯にわたる健康な生活

誰もが互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。

(7) あらゆる暴力的行為の根絶

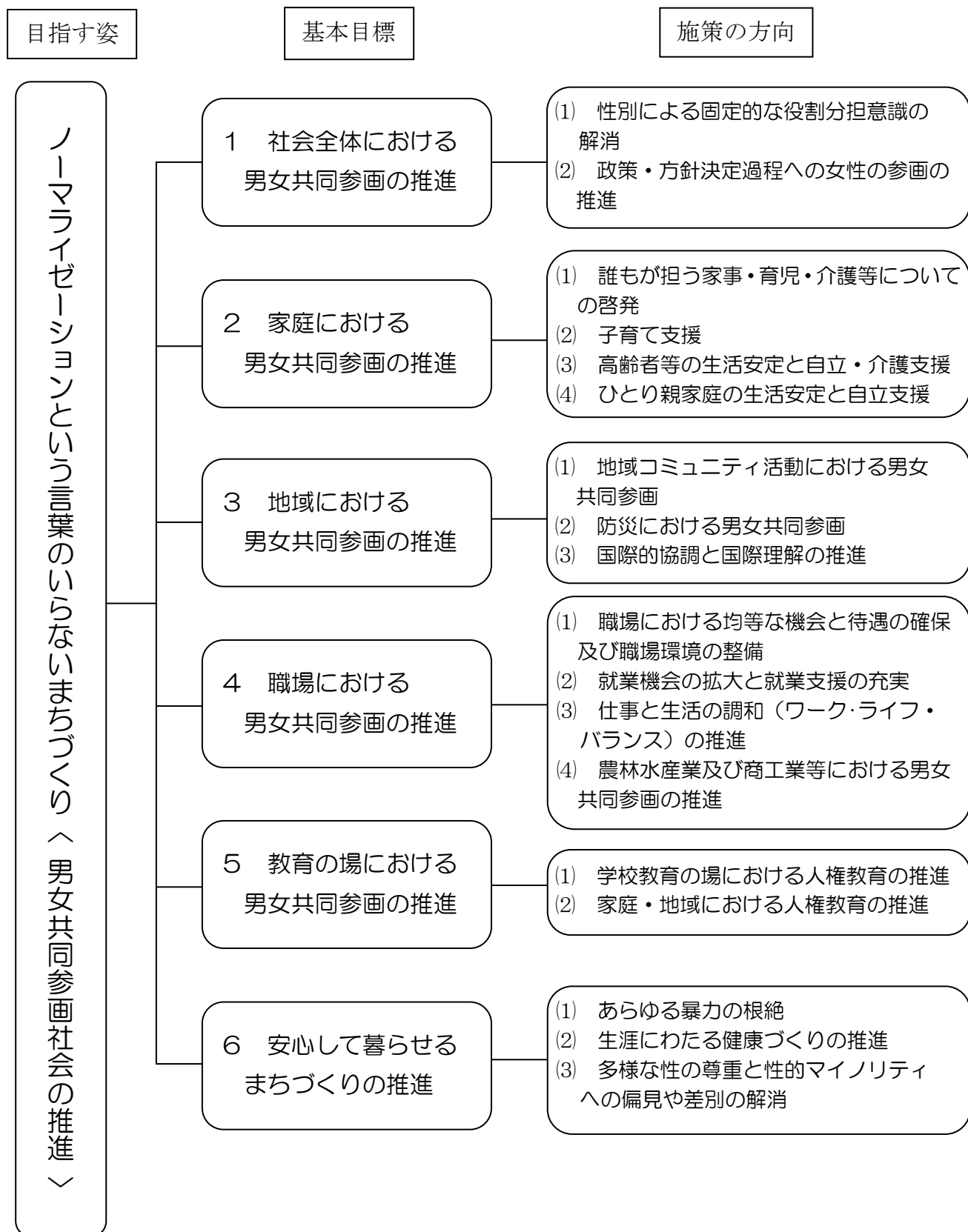
配偶者間その他の関係における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

5 基本目標

- (1) 社会全体における男女共同参画の推進
- (2) 家庭における男女共同参画の推進
- (3) 地域における男女共同参画の推進
- (4) 職場における男女共同参画の推進
- (5) 教育の場における男女共同参画の推進
- (6) 安心して暮らせるまちづくりの推進

第2章 計画の内容

1 計画の体系



2 計画の内容

基本目標1 社会全体における男女共同参画の推進

◇ 現状と課題

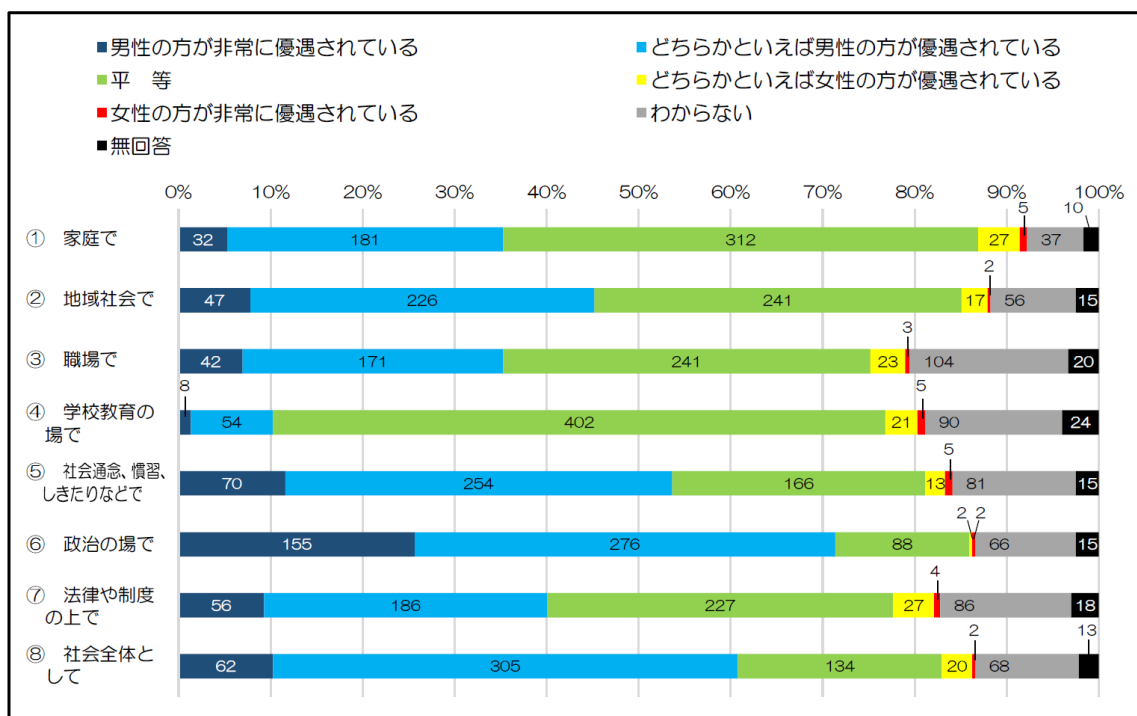
- 男女共同参画社会とは、男性であることや、女性であることにとらわれることなく、「人」として、対等に暮らしていける社会のことです。

社会のあらゆる分野において誰もが対等な構成員として参画するためには、幅広い世代への意識啓発を図るとともに、制度や慣習などを男女共同参画の視点に立って見直していく必要があります。

- 「男女共同参画をすすめるための意識調査」（以下、「意識調査」という。）の結果によると、男女の地位の平等について、「学校教育の場」を除く7つの項目において、男性の方が優遇されているとする割合が高くなっています。特に、「政治の場」や「社会全体」、「社会通念など」において、男性の方が優遇されているとする割合が高くなっています。
- 誰もが互いに人間として尊重しあい、誰もが自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現に向け、人権の尊重や男女平等意識の浸透を図り、あらゆる分野での男女共同参画を進める必要があります。

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

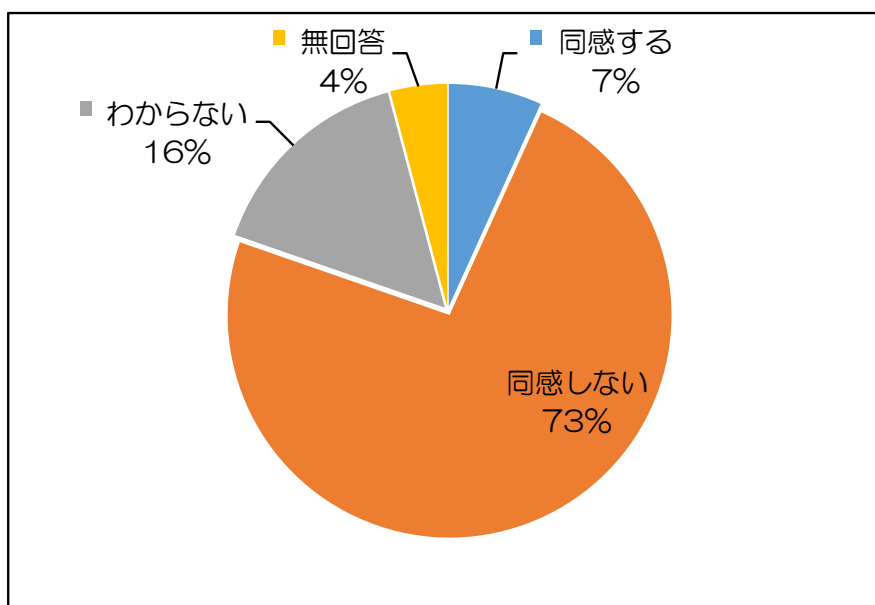
問1 あなたは今の社会で、次のような各分野で男女の地位が平等になっていると思いますか。



(n=604)

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

問6 「男は仕事、女は家庭」という考え方を、あなたはと思いますか。



(n=604)

◇ 施策の方向

(1) 性別による固定的な役割分担意識の解消

「男は仕事、女は家庭」、「男だから、女だから」をはじめとした性別による固定的な役割分担意識により、女性に家庭的役割が重くかかったり、個人の能力を発揮したり活動する機会が阻害されることのないよう、制度や慣習などを男女共同参画の視点に立って見直していくことが必要です。

このような、性別による固定的な役割分担意識の解消や男女平等意識の浸透を図るため、啓発活動を推進します。

基本事業	取組内容
男女共同参画に関する啓発	男女共同参画に関する意識の醸成を図るため、広報、ホームページ等で情報発信を行います。

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

様々な分野の政策・方針決定過程において女性が占める割合はまだ低い状況にあります。審議会等委員への女性の登用をはじめ、企業や各種団体等においても、方針の立案及び決定過程における女性の参画が促進するよう働きかけます。

基本事業	取組内容
審議会等への男女共同参画の促進	各種審議会や委員会などにおける女性委員の積極的な登用により、誰もが活躍できる環境づくりを推進します。
企業や各種団体等における男女共同参画の促進	企業や各種団体等の様々な活動において、方針の立案及び決定過程における女性の参画が促進するよう働きかけます。

成果指標（陸前高田市まちづくり総合計画）

項目	計画策定時の 現状値 (2017)	現状値 (2019)	目標値 (2023)	目標設定の考え方
各種審議会等における女性委員の登用率	18.5%	17.9%	30.0%	2023年に全委員の3分の1程度が女性委員となること目指す

市民・地域・事業者等ができること

- ・ 誰もが対等であり、互いに人間として尊重しあいます。
- ・ 社会全体のあらゆる分野において、男女共同参画により進めるという自覚を持ちます。
- ・ 様々な機会を活用して、誰もが個性と能力を活かしていきます。

基本目標２ 家庭における男女共同参画の推進

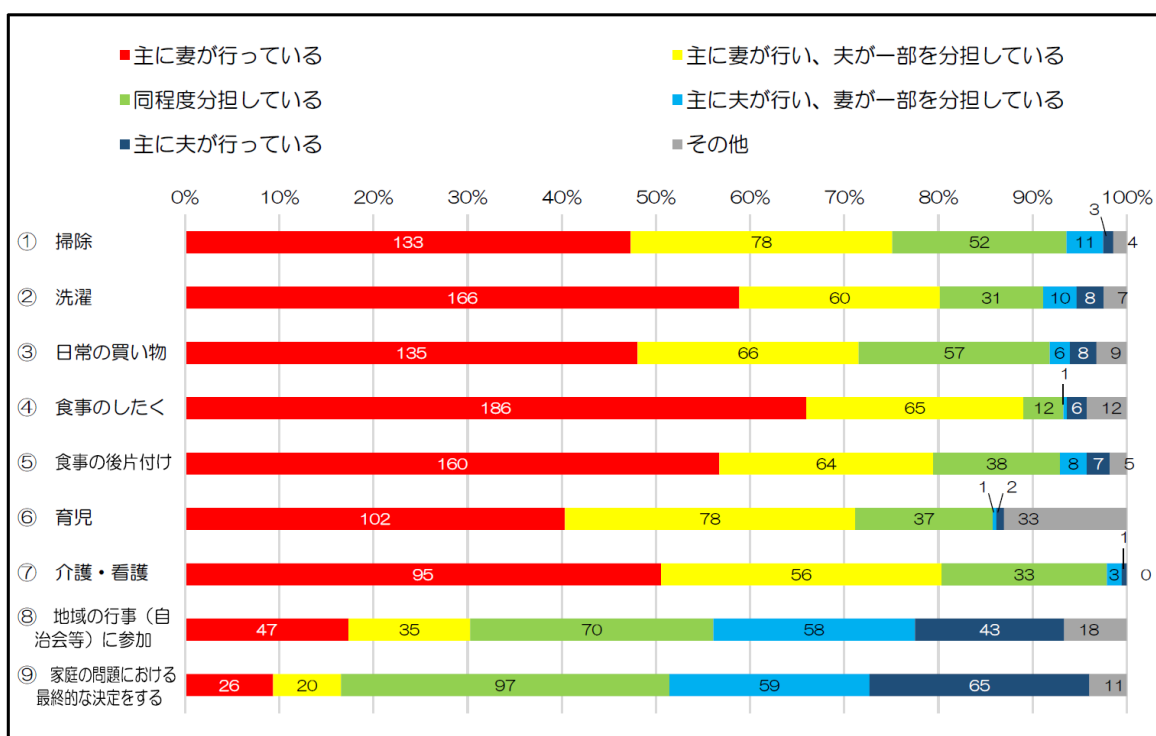
◇ 現状と課題

- 豊かで活力のある社会をつくるために、誰もが互いに役割を担い、家事・育児・介護等に平等に参画し、パートナーシップを発揮することが求められています。
- 「意識調査」の結果によると、「家庭」での男女の地位の平等について、男性の方が優遇されているとする割合が高くなっています。（６ページ参照）
また、家庭での家事分担については、「食事のしたく」や「洗濯」、「介護・看護」など７項目において、主に妻が行っているとする割合が高くなっています。
- 女性に偏りがちな家事・育児・介護等の負担を社会全体で見直し、家族を構成する誰もが互いに協力し、家事・育児・介護等といった家庭的役割を担うという意識の醸成が必要です。

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

問７ 「現在結婚されている方にお伺いします。」

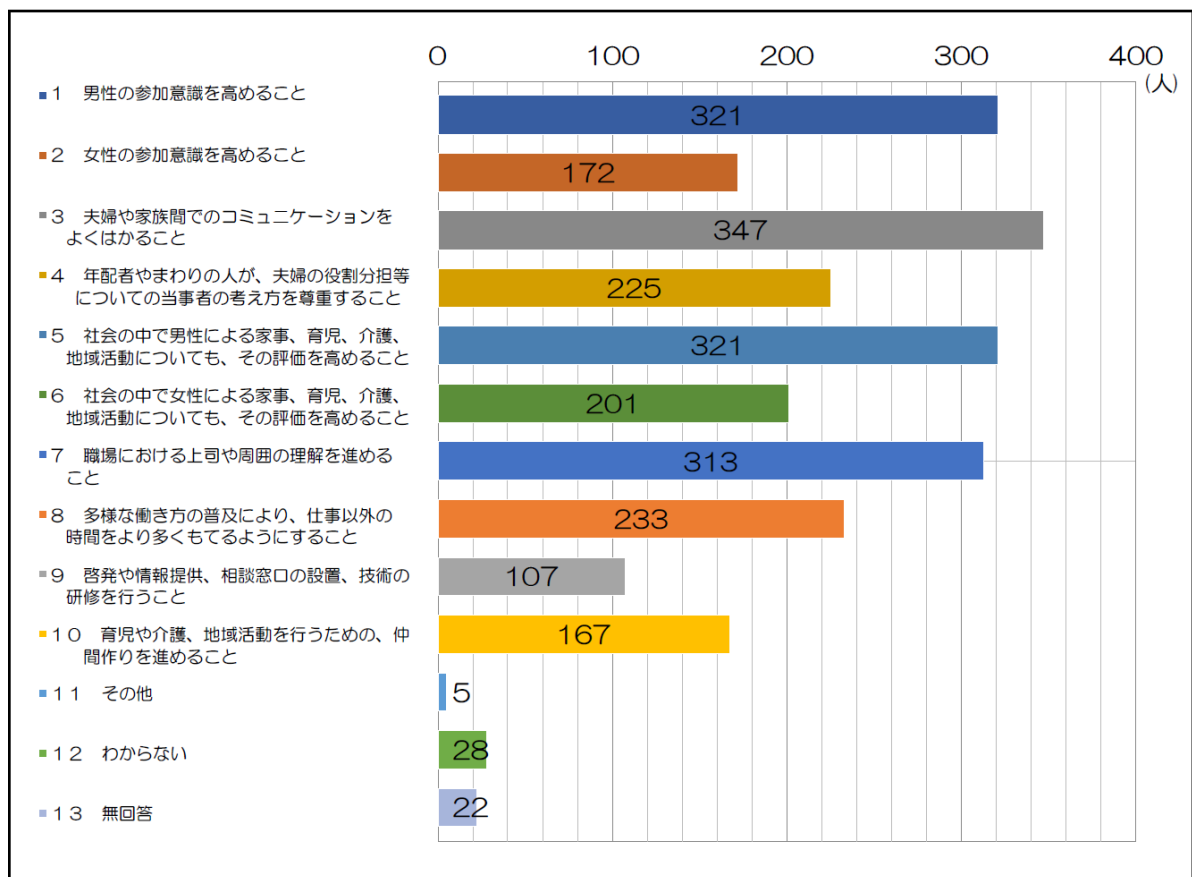
あなたのご家庭では、次にあげるような家事などを、主に誰が分担していますか。



(n=282)

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

問8 男女がともに家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。



◇ 施策の方向

(1) 誰もが担う家事・育児・介護等についての啓発

世代を問わず、家庭生活における家事・育児・介護等を誰もが協力して担うという意識啓発を図ります。

基本事業	取組内容
家庭生活における男女共同参画の意識づくりの促進	家庭生活における男女共同参画を推進するため、広報、ホームページ等で情報発信を行います。

(2) 子育て支援

安心して子どもを産み育てていくことができるよう、家庭や子育ての大切さについて情報提供を行うとともに、社会全体で子育てを支える体制の充実を図ります。

基本事業	取組内容
子育て環境の積極的支援	育児相談の窓口となる子育て支援センターの設置や放課後児童クラブに関する要望を踏まえた未設置地区などへの働きかけを行うとともに、出生時や就学時における商品券の給付による経済的支援を行います。 また、子どもの貧困に関する実態把握をした上で対策を検討・実施するとともに、児童が安心して遊べる場所の確保・整備を図ります。
保育サービスの充実	少子化に対応した保育所のあり方を検討するとともに、病後児保育の実施や一時預かり・延長保育の拡充により、多様化する保育サービスに対応していきます。 また、子育て支援員養成研修の実施により、市民総参加型子育て支援を推進します。
障がい児や発達支援が必要な児童への支援	児童発達支援や放課後児童デイサービスの実施により、障がい児や発達支援が必要な児童へのケアを充実するとともに、障がい児のライフイベント等における円滑な支援を継続していきます。
母子保健事業の充実	各種健診・教室・相談事業の充実を図るとともに、周産期医療情報ネットワークシステムの活用により妊婦への早期介入支援や赤ちゃん訪問を実施します。
公共施設等のバリアフリー化	公共施設等において、授乳スペースや、多目的トイレの設置など、安心して子どもを連れていけるよう環境整備に努めます。

(3) 高齢者等の生活安定と自立・介護支援

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、また、介護者の負担を軽減できるよう、介護・福祉サービスの充実を図ります。

基本事業	取組内容
安心して暮らせる環境の整備	自宅で安心して生活できる障がい福祉サービスの利用促進を図ります。
相談機能の充実	民生委員や社会福祉協議会との連携をさらに推進し、相談機能の充実を図ります。
高齢者の生活支援の推進	ニーズ把握により高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、住民同士の支え合いや地域での見守りなどによる日常生活上の多様な支援体制の充実・強化や高齢者の社会参加を推進します。
高齢者の地域包括ケアシステム※1の深化・推進	介護予防から重度化予防までの連続的・効果的な支援を行うことより、医療・介護・福祉の連携による取組をさらに推進します。

※1 高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。

(4) ひとり親家庭の生活安定と自立支援

ひとり親家庭では、生計の維持や家事・育児の負担が大きいため、経済的・精神的な問題を抱え、社会的自立が困難な状況になる場合があります。

このようなひとり親家庭の生活安定に向け、経済的・社会的自立を支援します。

基本事業	取組内容
ひとり親等の家庭への支援	ひとり親家庭への児童扶養手当の給付等により経済的支援を図るとともに、医療費助成等により健全な児童の育成を支援します。 また、ひとり親支援員の配置により就労・経済面に関する相談への適切な助言・指導を行います。

成果指標（陸前高田市まちづくり総合計画）

項目	計画策定時の 現状値 (2017)	現状値 (2019)	目標値 (2023)	目標設定の考え方
子どもを産み育てる環境に満足している人の割合	41.2%	—	60.0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に60%となることを目指す
医療・介護・福祉体制に満足している人の割合	48.1%	—	60.0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に60%となることを目指す
高等職業訓練促進給付費等事業※2（ひとり親家庭対象）の受給者数	1人	0人	2人	毎年2人程度の受給を目指す

※2 母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的として養成機関で修業する場合に、所得に応じて給付金を支給する制度。

市民ができること

- 誰もが家事・育児・介護等を協力して担うという意識を高めるとともに、育児休暇や介護休暇等を積極的に活用します。
- 家庭生活において、固定的な役割分担にとらわれないよう意識します。

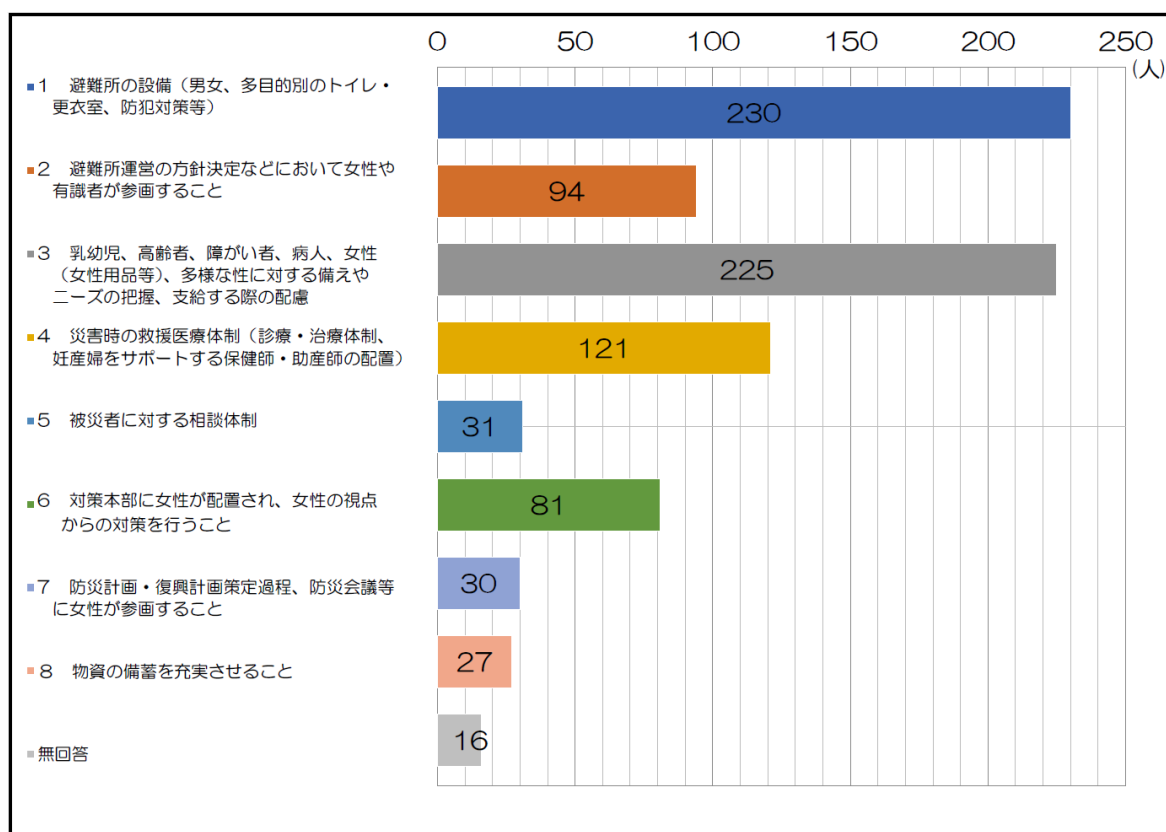
基本目標3 地域における男女共同参画の推進

◇ 現状と課題

- 豊かで活力のある地域社会を実現するためには、地域においても男女共同参画の視点に立った活動が求められています。
- 「意識調査」の結果によると、「地域社会」での男女の地位の平等について、男性の方が優遇されているとする割合が高くなっています。（6 ページ参照）
また、家庭での家事分担については、「地域行事への参加」において、主に夫が行っているとする割合が高くなっています。（9 ページ参照）
- 誰もが対等な立場で、地域課題の解決に向けた活動に積極的に参画する環境の整備が必要であり、地域コミュニティ形成や防災など、地域社会における男女共同参画を進め、地域全体の活性化を図る必要があります。

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

問19 地域の防災で、性別の視点に配慮して取り組む必要があると思うことは何ですか。
次の中から3つまで選んでください。



(n=855)

◇ 施策の方向

(1) 地域コミュニティ活動における男女共同参画

誰もが自由に参加できるような地域社会を形成していくためには、互いに協力し合い、長期的な視点を持って活動に取り組むとともに、地域の担い手を育成することが重要です。

慣習などによる固定的な役割分担意識を見直し、誰もが対等な立場で主体性と責任を持った自主的な取組による地域コミュニティ活動が推進するよう啓発活動を行います。

基本事業	取組内容
地域コミュニティ活動における男女共同参画の意識づくりの促進	地域コミュニティ活動における男女共同参画を推進するため、広報、ホームページ等で情報発信を行います。
協働によるまちづくり推進体制の構築	市・コミュニティ推進協議会・各種地域団体・まちづくり団体による分野別意見交換会などの開催や協働によるまちづくりの推進体制を構築することにより、協働対象分野の拡大を図ります。

(2) 防災における男女共同参画

東日本大震災の経験を踏まえ、災害時には性別や年代によるニーズの違い等に配慮するとともに、防災・復興にあらゆる視点を取り入れるため、防災に関する政策・方針の決定過程や地域での防災活動等、あらゆる場面で男女共同参画を推進します。

基本事業	取組内容
地域防災力の向上	自主防災組織の組織化を推進するとともに、体制の強化を図り、その活動が充実するよう各種支援を行います。

(3) 国際的協調と国際理解の推進

「持続可能な開発目標（SDGs）」について周知を図るとともに、ジェンダー※3平等の実現のため、性別による差別を無くし、誰もが対等に権利・機会・責任を分かち合える社会を推進します。

※3 社会的・文化的に形成された性別。

基本事業	取組内容
「持続可能な開発目標（SDGs）」の周知	「持続可能な開発目標（SDGs）」について周知します。

成果指標（陸前高田市まちづくり総合計画）

項目	計画策定時の 現状値 (2017)	現状値 (2019)	目標値 (2023)	目標設定の考え方
協働によるまちづくりの推進に満足している人の割合	62.1%	—	65.0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に65%となることを目指す
防災意識の普及と防災・減災体制に満足している人の割合	68.6%	—	75.0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に75%となることを目指す

市民ができること

- 市民一人ひとりが地域の構成員としての自覚を持ち、地域活動に積極的に参加します。
- 固定的な役割分担にとらわれることなく、誰もが共に地域活動を担うという自覚を持ちます。
- 市民一人ひとりが防災の重要性を意識し、地域の防災活動に協力します。

地域ができること

- コミュニティ推進協議会や自治会、各種地域団体等は、固定的な役割分担にとらわれることなく、バランスを考えた役員構成に努めます。
- 誰もが対等な立場で、互いに協力し合い、地域の活性化に努めます。

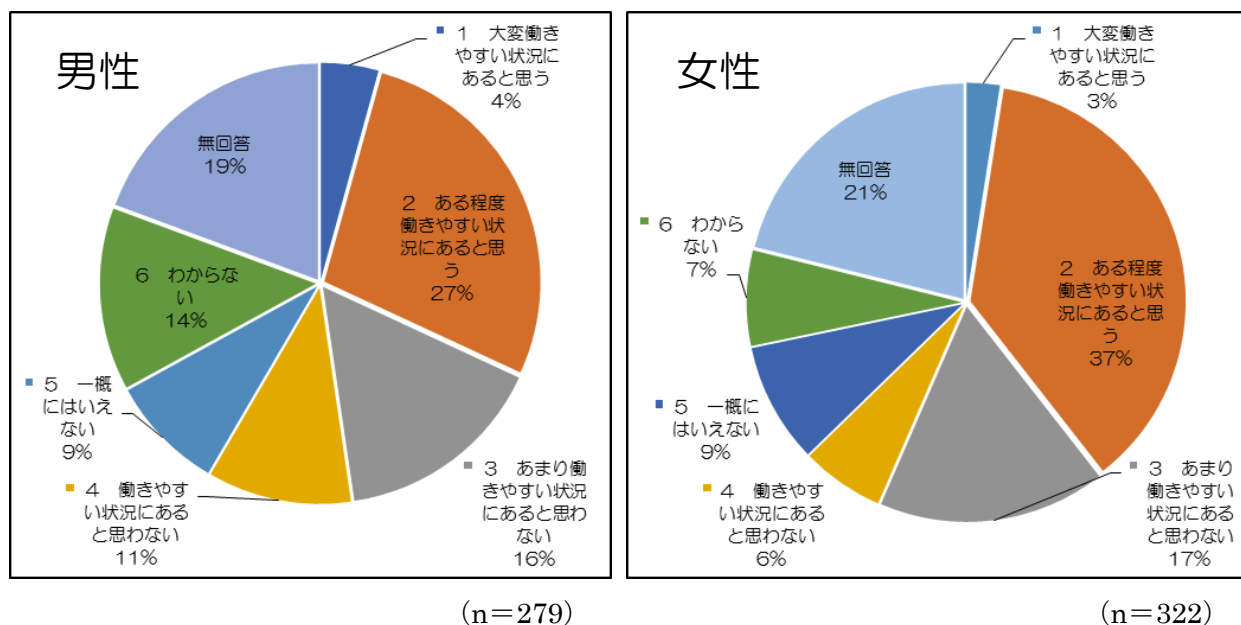
基本目標4 職場における男女共同参画の推進

◇ 現状と課題

- 性別を問わず、自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと活躍できる環境が求められています。
- 労働においては、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の改正などの法整備が行われ、誰もが平等に働くことができる環境が整えられてきました。
しかし、実際には、これらの法律が浸透していなかったり、制度があっても利用しにくかったりといった現実が少なくありません。誰もが、仕事と生活を両立していくためにも、法制度の浸透に力を入れていく必要があります。
- 固定的な役割分担意識の見直しを促進し、誰もが平等に家庭生活に参画するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めていくことが重要です。
- 「意識調査」の結果によると、「職場」での男女の地位の平等について、男性の方が優遇されているとする割合が高くなっています。（6ページ参照）
また、現在の社会が働きやすい状況にあるかについて、「働きやすい状況にあるとは思えない」とする割合が、男性は27%、女性23%であり、働きやすい環境づくりの推進が必要です。

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

問11 現在の社会は、あなたにとって働きやすい状況にあると思いますか。



◇ 施策の方向

(1) 職場における均等な機会と待遇の確保及び職場環境の整備

職業において、誰もが性別により差別されことなく働き続けることができるよう、均等な機会と待遇の確保の実現に向け、男女雇用機会均等法などの関係法令や国の助成金制度について周知を図ります。

また、職場でのハラスメント※4の防止に向けて、情報の提供や被害防止の意識啓発を図ります。

※4 嫌がらせやいじめ等により、精神的苦痛を与える行為

基本事業	取組内容
男女雇用機会均等法などの周知	男女雇用機会均等法、労働基準法などの関係法令や国の助成金制度について周知します。
職場でのハラスメント防止に向けた意識啓発	職場でのハラスメント防止に向けた意識啓発を推進するため、広報、ホームページ等で情報発信を行います。

(2) 就業機会の拡大と就業支援の充実

就業機会の拡大を図るとともに、職業選択の幅を広げることができるよう、関係機関と連携しながら、職業能力の開発・向上を支援します。

基本事業	取組内容
魅力ある雇用の創出	企業誘致の促進による魅力ある就業の場の確保や、関係機関との連携による高齢者や子育て世代、障がいのある方など多様な方の就業の場を確保するとともに、就職情報の提供などにより市外に住む新規学卒者のUターンや若年者の地元への就労・定住を推進します。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

誰もが仕事と生活の両立ができるよう、育児休暇や介護休暇等の各種制度の周知を図るとともに、職場における労働環境の整備を促進します。

基本事業	取組内容
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	働き方改革や子育て環境の改善に関する取組などにより、仕事と生活の調和を推進します。
市民意識の醸成と男女共同参画の推進	市内事業者などを対象とした講演会や研修会の開催により仕事と生活の調和に関する意識の醸成を図るとともに、講演会・研修会の開催や広報誌などでの情報発信により、市民への男女共同参画を推進します。

(4) 農林水産業及び商工業等における男女共同参画の推進

農林水産業及び商工業に従事する女性は、生産や経営の重要な担い手としての役割を果たしています。

しかしながら、家族経営の場合、生産や経営と生活が密接であり、就労環境の改善が図られてはきていますが、依然として十分とは言えない状況にあります。

このような状況から、誰もが対等な構成員として、経営や経営方針決定過程へ参画するとともに、労働環境の整備を促進します。

基本事業	取組内容
経営基盤強化の推進	経営基盤の充実・強化を図ることにより、就業環境の改善と所得向上を目指します。
経営や経営方針決定過程への女性の参画促進	経営や経営方針決定過程に関し女性の参画促進を図るため、意識啓発を推進します。

成果指標（陸前高田市まちづくり総合計画）

項目	計画策定時の 現状値 (2017)	現状値 (2019)	目標値 (2023)	目標設定の考え方
仕事と生活の調和 や男女共同参画の 推進に満足してい る人の割合	42.7%	—	60.0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に60%となることを目指す
仕事と生活の調和 に関する講演会等 の参加者数	—	93人	100人	毎年10人ずつの増加を目指す
仕事と家庭の両立 支援行動計画策定 登録数	5件	1件	20件	毎年3件程度の増加を目指す

市民ができること

- ・ 固定的な役割分担にとらわれることなく、誰もが共に仕事を担うという自覚を持ちます。
- ・ 誰もが個性と能力を活かすとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に努めます。
- ・ 育児休暇や介護休暇等の各種制度を積極的に活用します。

事業者ができること

- ・ 均等な雇用機会を提供するとともに、平等な待遇に努めます。
- ・ 就業者が育児休暇や介護休暇等の各種制度を取得しやすい職場環境をつくれます。
- ・ 職場内のハラスメント防止対策に取り組み、誰もが働きやすい環境づくりに努めます。
- ・ 就業者の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に努めます。

基本目標5 教育の場における男女共同参画の推進

◇ 現状と課題

- 男女共同参画を推進するためには、幼少期から家庭や学校において、人権尊重や、男女の相互理解と協力の重要性について発達段階に応じた教育を行うとともに、生涯学習の場などを通じて、男女共同参画の推進が誰にとっても有意義であることとなるよう意識啓発を図る必要があります。
- 「意識調査」の結果によると、「学校教育の場」での男女の地位の平等について、平等の割合が高くなっていますが、今後も継続した取組による男女共同参画の推進が必要です。（6 ページ参照）

◇ 施策の方向

(1) 学校教育の場における人権教育の推進

授業や学校行事など教育活動全体を通じて、児童生徒が人権尊重の精神に立って、男女平等を身近な課題として認識し、一人ひとりの個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるような教育を継続します。

基本事業	取組内容
豊かな心を育む教育の推進	道徳の授業などにおいて、自然体験やボランティア活動をはじめとする様々な体験活動等を推進します。
思春期保健事業の充実	障がいの有無や性的マイノリティ※5に関わらず人間関係を築ける若者の育成を図るとともに、妊娠・出産・育児・性に関する基本的知識の普及により、生命を尊重し思いやりをもった心の育成を図ります。

※5 様々な性自認や性的指向を持った人たち。性的少数者。

(2) 家庭・地域における人権教育の推進

家庭や地域における人権教育の大切さについて普及啓発を図るため、男女共同参画に関する生涯学習を推進するとともに、男女共同参画サポーターの活動を支援します。

基本事業	取組内容
連携・協働による生涯学習の推進	関係機関や団体などとの連携・協働による多様な学習機会の提供に努めます。
自主的・主体的な学習活動への支援	多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた、自主的・主体的に行う学習活動を支援するとともに、学習情報の提供や相談体制の充実などによる学習活動への参加を促進します。

成果指標（陸前高田市まちづくり総合計画）

項目	計画策定時の 現状値 (2017)	現状値 (2019)	目標値 (2023)	目標設定の考え方
一人ひとりを大切に した学校教育の 推進に満足してい る人の割合	62.2%	—	70.0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に70%となることを目指す
「人の気持ちがあ わる人間になりた い」と思っている児 童生徒の割合	小 66.0% 中 80.0%	小 74.0% 中 81.0%	小 68.0% 中 82.0%	現状においても県の水 準を上回っているが、 更なる向上を目指す
生涯学習の推進に 満足している人の 割合	69.7%	—	75.0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に75%となることを目指す

市民ができること

- 一人ひとりの人権を尊重し、互いに理解し合い、思いやりを持ち行動することの大切さを、子どもたちとともに考えます。
- 一人ひとりの個性や能力が発揮できるよう、人権教育に関心を持ちます。

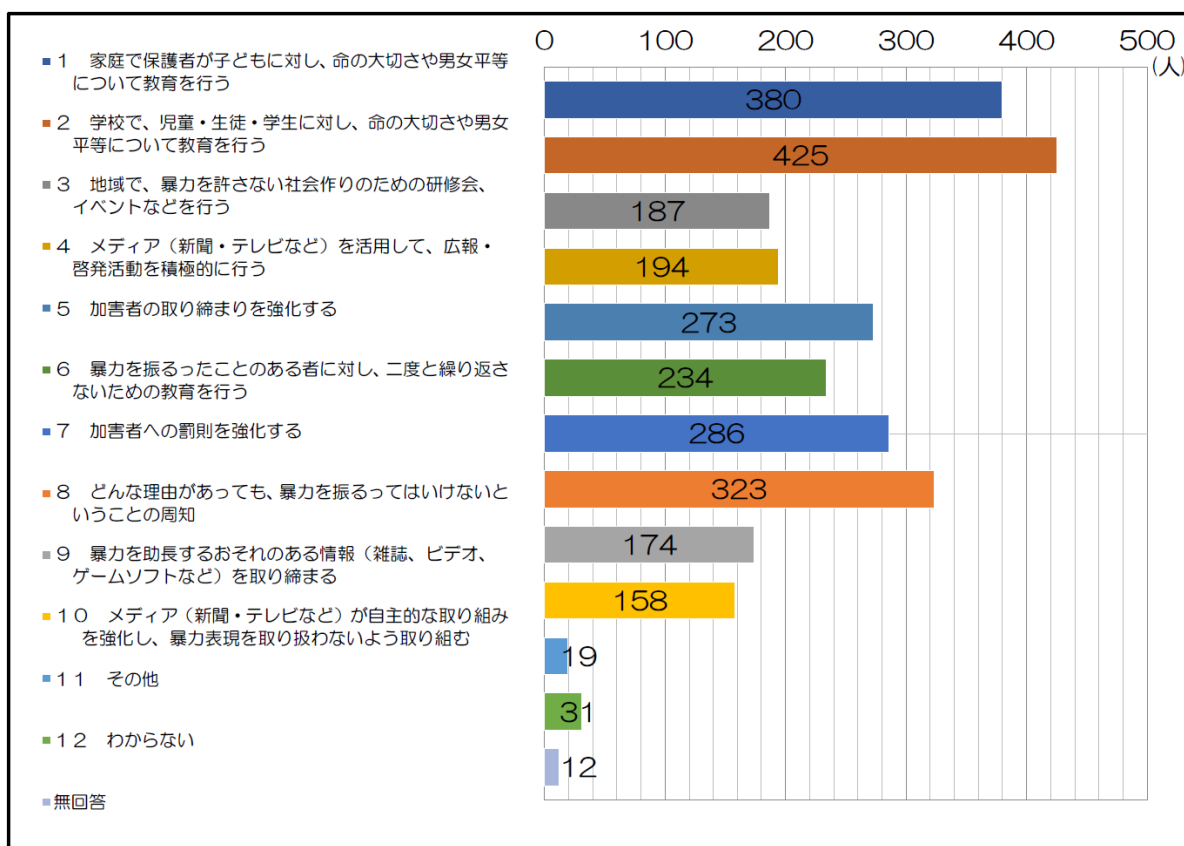
基本目標6 安心して暮らせるまちづくりの推進

◇ 現状と課題

- 性別にかかわらず、全ての人権が尊重され、社会的弱者に対する暴力のない社会の形成が求められています。
- 「意識調査」の結果によると、「配偶者からの暴力等」を防止するために必要と考えることは、「家庭で保護者が子どもに対し、命の大切さや男女平等について教育を行う」、「学校で児童・生徒・学生に対し、命の大切さや男女平等について教育を行う」が多く、次に「どんな理由があっても、暴力をふるってはいけないということの周知」が続いていることから、各分野における意識の醸成が必要とされています。
- 生涯にわたる健康の保持増進は、あらゆる生活の基礎となるものであり、乳児期から高齢期までのライフステージに応じた健康管理が必要です。
- 一人ひとりに個性があるように、多様な性のあり方についても知識と理解を深める必要があります。

【参考】男女共同参画をすすめるための意識調査

問17 「配偶者からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等」を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。



(n=2696)

◇ 施策の方向

(1) あらゆる暴力の根絶

配偶者間その他の関係における暴力的行為（DV）は、女性が被害者になることが多い状況です。暴力は、生活に不安感や恐怖心を植え付け、基本的人権の重大な侵害であり、決して許されるものではありません。

暴力はゆるされないもの、社会的な問題であるという認識を広め、その根絶に向けた啓発活動を積極的行います。

基本事業	取組内容
暴力の根絶に向けた意識啓発	あらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発を推進するため、広報、ホームページ等での情報発信を行います。
家庭婦人相談員の設置	家庭婦人相談員を設置し、DVや児童虐待の発見、保護及び相談指導等を行います。
各種相談の充実	人権擁護委員や行政相談委員による市民相談を実施するとともに、関係機関との連携を図ります。

(2) 生涯にわたる健康づくりの推進

誰もが心身ともに健康で過ごすために、乳児期から高齢期までのライフステージに応じた保健サービスを充実するとともに、生涯にわたるスポーツや文化活動などのレクリエーション活動を推進します。

基本事業	取組内容
はまってけらいん、かだってけらいん運動の推進	陸前高田市未来図会議の開催や、地域支えあい協議体活動の実施、はまかだスポットガイドの活用・更新、はまかだ運動の普及啓発、各分野の関係機関との連携による乳児期から高齢期までのライフステージに応じたきめ細やかな保健サービスの提供、健康づくりボランティアなど市民の主体的な取組を支援することによる地域の健康づくり活動の充実を図ります。

基本事業	取組内容
疾病の重症化予防	特定健診・がん検診・人間ドック等の各種検診の受診を促進することにより、市民の生活習慣の改善を支援します。
市民のスポーツの機会の創出	スポーツやレクリエーション、ニュースポーツ、障がい者スポーツなど、市民がスポーツに親しむ環境を醸成するとともに、スポーツを行う機会の創出を図ります。

(3) 多様な性の尊重と性的マイノリティへの偏見や差別の解消

性的マイノリティに対する知識や理解不足により、当事者や家族が生きづらさを感じる場合があります。性の多様性が尊重され、性的マイノリティへの理解を促進するための普及啓発を行います。

基本事業	取組内容
性の多様性への理解	多様な性のあり方への理解を促進するため、広報、ホームページ等で情報発信を行います。

成果指標（陸前高田市まちづくり総合計画）

項目	計画策定時の 現状値 (2017)	現状値 (2019)	目標値 (2023)	目標設定の考え方
市民の健康づくりの推進に満足している人の割合	80.2%	—	85.0%	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が2023年に85%となることを目指す

市民ができること

- どのような理由があっても、暴力をふるってはいけないという意識を互いに持ちます。
- DV等の悩みがある場合は、早めに関係機関に相談します。
- 身近にDV等の悩みを抱える人がいる場合は、早めに関係機関に相談するよう勧めます。また、そのような人が声をあげることが難しい場合には、関係機関につなぎます。
- 心身ともに健康で過ごすことができるよう、自分に合ったスポーツやレクリエーション等に取り組みます。
- 多様な性のあり方について、知識と理解を深めます。

第3章 計画の推進

1 陸前高田市男女共同参画推進協議会の設置

団体や企業等の役員等、知識経験者などの市民で構成する「陸前高田市男女共同参画推進協議会」を設置し、計画の推進に対する意見や提言等を踏まえ施策を推進します。

2 市民・地域・事業者等との連携

市民・地域・事業者等との相互の連携を図り、施策を効果的に推進します。

3 関係機関との連携

国・県・他の市町村との連携を図り、協力体制のもと計画の積極的な推進を図ります。